

第 6 8 号議案

長岡京市まちづくり条例の一部改正について

長岡京市まちづくり条例（平成 6 年長岡京市条例第 1 8 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 7 年 8 月 1 9 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 0 条第 1 項の規定による京都府知事の指定に伴い、市内全域が「宅地造成等工事規制区域」となるため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市まちづくり条例の一部を改正する条例

長岡京市まちづくり条例（平成６年長岡京市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（表示板の掲出等） 第２３条 開発面積<u>１，０００平方メートル以上</u>を開発しようとする者又は中高層建築物、単身者向け住戸を含む共同住宅若しくは廃棄物処理施設を建築しようとする者（以下「開発事業者」という。）は、規則で定めるところにより、氏名、事業の概要その他規則で定める事項を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。 ２～４ 【略】	（表示板の掲出等） 第２３条 開発面積<u>３，０００平方メートル以上（宅地造成工事規制区域内にあっては１，０００平方メートル以上）</u>を開発しようとする者又は中高層建築物、単身者向け住戸を含む共同住宅若しくは廃棄物処理施設を建築しようとする者（以下「開発事業者」という。）は、規則で定めるところにより、氏名、事業の概要その他規則で定める事項を記載した表示板を事業予定地の公衆の見やすい場所に掲出しなければならない。 ２～４ 【略】

附 則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。